



2008年7月1日

福井県知事 西川 一誠 様

部落解放同盟福井県連合会



福井県との懇談会の実施について（ご依頼）

うつつうしい日が続きますが、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、部落差別撤廃に向けご尽力を賜り、深く敬意を表します。

さて部落問題をめぐる今日の状況についてですが、一昨年5月以降、部落解放運動によって由々しい不祥事が起こりました。これらの一連の不祥事は、水平社宣言を冒涇するものであり、部落解放運動が営々と築いてきた成果を後退させてしまったといわざるを得ません。

私たちは、組織の総点検・改革運動を推進し、徐々にその成果が上がりつつあります。

しかし、一方で部落差別に基づく結婚差別や就職差別、更には不動産の売買や取得に係わった部落差別事件は後を絶たない実態があります。また、電子版を含む新たな部落地名総監が回収され、今日においても調査会社が部落差別調査をしている事実が明らかになりました。

このような厳しい差別の現状を踏まえると、1993年12月の国連総会で採択された「国内人権機関の設置に関する原則」（パリ原則）を踏まえた「人権侵害救済法」（仮称）の早期制定が求められます。

また、「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」を活用した、教育・啓発活動を強化して行くことが必要です。

つきましては、以上の状況を踏まえて、今後、福井県の同和行政・人権行政の推進について十分なる話し合いをお願いしたく存じます。話し合いの日時は下記の通りです。宜しくお願いいたします。

記

期 日 2008年8月26日（火）13：00～16：00

場 所 福井県立図書館 若狭図書学習センター
小浜市南川町
TEL 0770-52-2705

出席者 福井県連合会 同盟員 50名前後

懇談内容 後日送付いたします。

2008年度 福井県に対する要求

2008年8月26日

2ページからの要求内容は2007年(2007年8月28日)に実施した福井県との懇談の際の内容と同じものが多い。

○各要求項目について 継続要求の内容については

○昨年1年間の成果と以下の事を示されたい。

- ・ 成果を得るまでの努力
- ・ 実践過程における困難点 克服するための方策
- ・ 問題点

福井県に対する要求 2007年度から2008年度へ

☆交渉内容

1、あらゆる差別をなくするための人権教育及び人権啓発の推進について

①県内市町の「人権教育、人権啓発に関する施策」に対する取り組み状況と福井県の対応について示されたい。

(昨年の回答には、ほとんどの市町が平成 19 年度内に策定するとあるが、その結果を公表されたい。)

②各市町の人権・同和問題啓発活動の年間計画、実施計画を明らかにされたい。

2、人権問題(特に同和問題)については市町に広がりが見られない。何年も前から要求しているが進展がない。

① 人権問題を議題にした首長レベルの話し合いができる「懇話会」を設置されたい。

②各市町人権担当者の意識が大切であり、これらメンバーが集まり、意見交換、勉強会を行う場を設置されたい。

(昨年の回答には、市町人権担当者研修会を開催するとあるが、その結果を報告されたい。)

③県としては、総務部長、企画幹が市町に対し、長中期計画の策定時に

○人権施策の位置付け

○人権施策推進計画の策定

○人権施策推進体制の整備

などを実施するよう要請されているが、その成果を明確にされたい。(昨年からの進展を含めた策定状況を示されたい)

3、人権擁護法案の制定を求める働きかけについて

人権擁護法案の問題点を指摘し、抜本修正した法案が制定できるよう県として政府に積極的な働きかけをされたい。

4、公正な採用選考について

一昨年の実態調査以降、公正な採用選考の確立に向けた取組みがなされる中、高校新卒者の公正採用選考チェックについては、平成18年度以降、「公正採用選考チェック表」の統一や見直しが図られていますが、

①平成19年度に福井県教育委員会が行った「公正採用選考チェック表」の取組み結果を明らかにされたい。

②また、その結果を事業所指導・啓発にどのように生かされているのか明らかにされたい。

5、「実態調査」について

福井県は[]と連携して「実態調査」を実施、差別の実態が依然として残されていることを認識した上で、積極的に人権教育・啓発を推進していくと述べられている。

①県下全市町での「人権意識調査」が必要と考えられるが、県としてどう捉えているのか。

②[]で一昨年実施された「人権意識調査」の結果から、人権意識の改善が見られない点について、大きな問題であると受け止めておられるが、その結果より「実態調査」実現に向けた具体的指導ポイントをあげられたい。

6、昨年十月末、[redacted]内において差別文書による個人及び同和地区を誹謗中傷する重大な人権侵害事件が発生した。

このことをふまえ福井県の人権・同和教育や啓発にどのように生かし、取り組まれるのか具体的に示されたい。

7、[redacted]の開発事業について

① [redacted]側の [redacted]はどうなっていますか。

(昨年の回答にあった [redacted]と [redacted]を行い [redacted]等を受け、出来る限り早く工事に着手するについて)

8、[redacted]について

① [redacted]内の [redacted]や [redacted]の実施及びその後の状況について

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H20. 8. 26

要 求 項 目	回 答
1 あらゆる差別をなくするための人権教育及び人権啓発の推進について ① 県内市町の「人権教育、人権啓発に関する施策」に対する取り組み状況と福井県の対応について示されたい。(昨年の回答には、ほとんどの市町が平成19年度内に策定するとあるが、その成果を公表されたい) ② 県としては、総務部長、企画幹が市町に対し、長中期計画の策定時に ○ 人権施策の位置付け ○ 人権施策推進計画の策定 ○ 人権施策推進体制の整備 などを実施するよう要請されているが、その結果を明確にされたい。(昨年から進展を含めた策定状況を示されたい)	地域福祉課 平成19年度に「人権教育及び啓発に関する施策」を策定した市町は下記のとおりである。 ・ 福井市、大野市、あわら市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町（4市4町） 地域福祉課 平成20年8月26日現在の市町の「人権施策の位置づけ」等の策定状況は下記のとおりである。 (■は19年度に取り組んだ市町) (1) 人権施策の位置づけ（中長期計画への取入れ） ・ 取入れ済み（16市町） 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、■、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、■、若狭町 ・ 取入れ予定（1町） 池田町（次期改定時22年度） (2) 人権施策推進計画の策定 ・ 策定済み（14市町） ■、■、勝山市、鯖江市、■、■、■、■、■、■、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町 ・ 策定予定（3市） 敦賀市、小浜市、越前市（いずれの市も20年度中に策定予定） (3) 人権施策推進体制の整備 ・ 整備済み（14市町） ■、■、勝山市、鯖江市、■、■、■、■、■、■、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町 ・ 整備予定（3市） 敦賀市、小浜市、越前市（いずれの市も20年度中に整備予定）

要 求 項 目	回 答
③ 各市町の人権・同和問題啓発活動の年間計画、実施計画を明らかにされたい。 2 人権問題（特に同和問題）については市町に広がりが見られない。何年も前から要求しているが進展がない。 ① 人権問題を議題とした首長レベルの話し合いができる「懇話会」を設置されたい。 3 人権擁護法案の制定を求める働きかけについて 人権擁護法案の問題点を指摘し、抜本修正した法案が制定できるよう県として政府に積極的な働きかけをされたい。 4 公正な採用選考について 一昨年の実態調査以降、公正な採用選考の確立に向けた取組みがなされる中、高校新卒者の公正採用選考チェックについては、平成18年度以降、「公正採用選考チェック表」の統一や見直しを図られていますが、 ① 平成19年度に福井県教育委員会が行った「公正採用選考チェック表」の取組み結果を明らかにされたい。	地域福祉課 各市町の人権・同和問題教育啓発活動の年間計画は別紙のとおりである。 地域福祉課 市長会、町長会等に出席して、人権施策の推進を要請しているところであり、さらなる人権啓発意識の高揚を図るため、今後ともあらゆる機会を捉えて要請していく。 地域福祉課 人権侵害による被害者を救済するための法整備は早急に確立すべき問題と認識しており、全国知事会および全国人権同和行政促進協議会を通じて国に要請している。 高校教育課 ① 平成19年7月4日に開催された「厚生労働省通達に基づく就職差別撤廃に向けた学習会」の結果に基づき、「公正採用選考チェック表」の内容を修正した上で、新たに公正採用に係る調査マニュアルを明確化した。事業所や公務員等の採用試験を受けた生徒全員が、「公正採用選考に係る受験報告書」を記入し、そのすべての報告書を公正採用選考関係機関連絡会議（平成13年設置）に提出し、不適切事象の確認を行った。

要 求 項 目	回 答
② また、その結果を事業所指導・啓発にどのように生かされているのか明らかにされたい。 5 「実態調査」について 福井県は[]と連携して「実態調査」を実施、差別の実態が依然として残されていることを認識した上で、積極的に人権教育・啓発を推進していくと述べられている。 ① 県下全市町での「人権意識調査」が必要と考えられるが、県としてどう捉えているのか。 ② []で一昨年実施された「人権意識調査」の結果から、人権意識の改善が見られない点について、大きな問題であると受け止められておられるが、その結果より「実態調査」実現に向けた具体的指導ポイントをあげられたい。	② 平成20年4月の公正採用選考関係機関連絡会議に、福井労働局の担当職員も参加いただき、平成19年度の調査結果全体を踏まえ、不適切事象のあった事業所等に対する指導を依頼した。労働局は関係ハローワークを通じてこれらの企業に対し、個別訪問により公正な採用選考を行うよう指導している。 また、企業向け啓発用リーフレットを作成し、各高等学校から事業所等へ、求人や応募の際に配布した。 地域福祉課 今年度、県下全市町を対象として、「人権問題に関する県民意識調査」（標本数 2,000 名）を実施する予定である。 地域福祉課 実態調査については、対象市町において「個人のプライバシーに踏み込むような実態調査は難しい」、「地区住民の協力を得にくい状況にある」などの意見があり、現状では実施が困難な状況であるが、今後とも、引き続き要請を行っていきたい。

要 求 項 目	回 答
6 昨年10月末、 内において差別文書による個人及び同和地区を誹謗中傷する重大な人権侵害事件が発生した。 このことをふまえ福井県の人権・同和教育や啓発にどのように生かし、取り組まれるのか具体的に示されたい。	義務教育課、高校教育課 学校教育においては、昨年の差別文書事件を踏まえ、すべての小・中・高等学校を対象に地区別人権教育研究協議会を開催し、各学校の情報交換を行うなど、人権教育の取組みの強化を図ってきた。情報交換会では、指導主事を分科会ごとに配置し、「子どもの実態に応じた、人権教育の指導内容や指導方法のあり方」という観点から、きめ細かな指導・助言を行っている。 県学校同和教育研究協議会の調査結果では、すべての小・中・高等学校において、あらゆる教育活動を通じ、繰り返し人権教育が推進されている。各学校においては、人権教育全体計画ならびに人権教育推進計画を策定し、積極的に人権教育に取り組んでおり、特に、道徳・特別活動・総合的学習の時間を中心に、「人権感覚豊かで実践力のある子どもの育成」を目指している。その際には、「体験的参加型学習」を取り入れるなど、指導方法の工夫も見られるようになってきている。今日的な問題では、インターネットの普及に伴う諸問題に対処するために、全中学校および高等学校の担当者を集めて、連絡・協議をするための会議を開催し、情報交換等を行った。 今後とも、県内のすべての学校において、身近な人権問題を切り口として、お互いを思いやり、相手を尊重し、生命や人権を大切にする態度や豊かな人間関係を築いていける力の育成に努めたい。 生涯学習課 社会教育においては、差別文書事件を踏まえ、県内から差別意識を一掃しなければならないという基本的な考え方の下、改めて、人権教育指導者研修会などの研修内容や方法を再検討した。 人権教育指導者研修会においては、指導者層の拡大を図るため、今回から学校管理職の参加を求めるとともに、「差別の現実」から学ぶことを強化する研修内容に改めた。今後とも、体験的参加型学習の教材や手法を工夫するなど、研修の充実に努めたい。 地域福祉課 人権啓発においては、差別文書事件を踏まえ、社会教育の推進とあわせて、「人権・同和问题講演と映画の会」「人権・同和问题啓発講師研修会」等における内容の充実に図っている。また、嶺南振興局職員を対象として同和問題の研修会を開催するとともに、今年度、本庁の課長補佐および出先の総務課長等を対象とする人権啓発推進員研修会を行い、公正採用選考とともに同和問題についての認識を深めた。今後とも、人権啓発の充実に努めたい。

要 求 項 目	回	答
7 []の開発事業について ① []側の [] []はどうなっていますか。 (昨年の回答にあった []と [] []を行い []等を 受け、出来る限り早く工事に着手す ることについて)	土木部、嶺南振興局 []上、早期に []する必要があると認識しており、 []役員の方々に事業の概要を説明し事 業に対する理解をいただいている。 なお、 []、 []、 []関係については、次のとおりである。 (1) []について ア []、まず []へ []をして いただく必要がある。 イ []。 [] []、 [] []、 [] ウ []への []ができ次第、 [] []を行う予定である。 (2) []について ア []。 []との詳細協議後、 []を行い、 []の提示を行っていく。 (3) その他 ア []についての協議後、 [] []など、 []の手続きを行っていく。 イ 警察との []においては基本的に了解を得ている。今後、詳細について引き続き協議を 行っていく。 今年度は、 []、 []、 []区との詳細協議、 []、 [] []、 []を行い、できる限り早く工事に着手したいと考えている。	

要 求 項 目	回 答
8 [redacted] について ① [redacted] の [redacted] [redacted] や [redacted] の実施及びその後の状況について	土木部、嶺南振興局 [redacted] 内の [redacted] の量については、前年度と比較すると特に大きな変化はなく、降雨の後に多いようである。 この対策としては、漏水を止水してしまうとコンクリートの背面で水が溜まり、その圧力によってコンクリートのひび割れが進行するなど悪影響が考えられるので、[redacted] 外に排水する工法を採用するなど事業を進めている。

平成20年度 市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
福井市	年間	少年教育学級	子どもの人権について学習	地域住民・学級生
	年間	家庭教育学級	家庭生活にかかわる人権についての学習	地域住民・学級生
	年間	成人教育学級	社会生活に関わる人権についての学習	地域住民・学級生
	年次研修会時	福井市PTA連合会 婦人会研修	人権問題と暮らしについての研修	PTA連合会・婦人会会員
	未定	館長研修会	差別事象に学ぶ	各公民館長
	5月24日	運営審議委員研修会	講演「子どもたちの人権を考える」	各公民館運営審議委員
	5月	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	園児、児童
	9月～10月、12月	人権・同和問題啓発事業	啓発物品作成・配布、人権教育研修会参加	市民、公民館職員
敦賀市	年間	男女共同参画推進講座	講座・講演	市民
	年間	隣保館運営事業	生活相談、生活改善指導、青少年・婦人団体育成支援	市民
	5月	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	児童
	7月11日、8月21日	DV講座	講義	母子自立支援員、DV女性相談員 家庭児童相談員
	12月上旬	敦賀市人権教育指導者研修会	講演	市職員、教員、企業関係者等
	1月17日	男女共同参画推進講座	講義・討論	市民
				市民
小浜市	5月～3月	人権教育講演会(各地区公民館)	講演会	児童
	5月	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	市民
	11月	「心あたたまる手紙」作品募集	作品の公募	市民
	1月	人権啓発活動事業	講演会、人権啓発チラシ配布	市民
	2月8日	人権教育講演会	講演会(講師:西川ヘレン氏)	市民
	2月8日	パネル展(人権啓発)	パネル展示	市民
	3月	「心あたたまる手紙」作品集発行	冊子配布	市内小中学生保護者
	未定	企業、官公庁の人権教育講演会	講演会	官公庁職員、 民間企業職員
大野市	4月～3月	人権啓発学習会	ビデオ上映(老人福祉センター)	地区民(高齢者)
	5月	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	児童
	6月7日	人権啓発講演会、人権啓発資料展	人権啓発コーナー(クイズ等)、きよの絵本劇場上映	市民
	6月～12月	市民学校	講演等	市民
	8月～3月	人権啓発学習会	講演、ビデオ上映、参加型学習会	地区民(各公民館)、学校(保護者)
	8月	夏まつり街頭啓発	街頭啓発	市民
	12月	人権週間街頭啓発と施設訪問	街頭啓発、施設訪問	市民
				市民
勝山市	毎月第1、3水曜日	人権相談所開設	相談	児童
	5～6月	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	市民
	7月	「ありがとう」のまち宣伝事業	ありがとうメッセージ募集・表彰	園児・生徒の保護者
	8月	家庭教育相談事業	個別相談	行政関係者
	9月	講演会(男女共同参画)	演題「真の男女共同参画社会をめざして」	市民
	11月	人権啓発講演会	講演会	市民
	12月	人権週間啓発活動	街頭啓発、施設訪問	市民
	12月	人権週間懸垂幕作成	市役所および公民館に懸垂幕を掲示	市民
				市民

平成20年度 市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
鯖江市	毎月第2木曜日	人権擁護委員会定例相談	人権擁護委員による人権相談	市民
	4月～3月	男女共同参画地域推進事業	人権講演会(市内4地域にて)	市民
	4月12日	講演会	講演会	市民
	4月21日	人権教育研究会	20年度活動計画、研究推進計画の立案	市内各小中学校教員
	5月5日	街頭人権啓発活動	人権相談の案内チラシ、人権啓発グッズ、人権啓発資料の配布	市民
	11月30日、12月5日	家庭教育講座	講座、男性の料理実習	市民
	5月11日	人権擁護委員会特設相談	人権擁護委員による人権相談	市民
	6月1日、11月30日	講演会	講演会	市民
	7月12日	男女共同参画メッセージコンクール	男女共同参画のメッセージを募集・表彰、作品集の作成	市民
	8月～3月	講演会	講演会	市民
	8月11日	家庭教育講座	子供向けの講座、料理実習	幼稚園児
	11月頃	家庭教育講座	講座	市民
	11月19日	男と女輝くさばえフェスタ2008	男女共同参画に関する講演会および発表会	市民
	11月30日	人権教育研究部研修会	教育研究所相談課職員の講演と事例研究	市内各小中学校教員
	12月頃	職員研修	人権・同和問題に関する職員研修	全職員
	1月頃	人権教育	人権に関するビデオ上映、パネル展	小学校児童、保護者
	1月17日	家庭教育講座	講座、男性の料理実習	市民
	1月24日	人権・同和教育指導者研修会	市内15校の実践報告をもとに本年度の事業を冊子にまとめる	市内各小中学校教員
	2月下旬			
あわら市	毎月	市広報誌による啓発	女性の人権、子どもの人権など適宜記事を掲載	市民
	4月～10月	あいさつ運動および啓発活動	毎月駅や小中学校であいさつ運動および啓発活動	市民、小中学生
	6月～3月	人権啓発ビデオの貸出し	人権学習に必要な教材の提供	小中学校教員
	7月、9月、1月	生徒指導担当者会議	現状把握、検討	生徒指導担当教諭
	7月、12月、3月	少年愛護センターだより発行	広報誌に人権に関する記事を掲載し啓発	小中学生
	8月	青少年健全育成標語の募集	標語作成をとおして、人権問題について考える	小中学生およびその親、家族
	11月18日	生涯学習推進大会	講演会「家庭教育の重要性について」	市民
	12月	男女共同参画のつどい	講演、討論会「女性の人権向上」	市民、各種団体
	1月11日	成人式	人権啓発パンフ配布	新成人
越前市	4月～3月	啓発活動事業	地域リーダー養成講座・ちらし配布	市民、各種団体リーダー
	5月	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	児童
	7月2日	研修会・講演会	研修会の実施	公民館職員、各種団体リーダー
	12月	研修会・講演会	講演会の実施・ちらし配布	市民、学校・各種団体リーダー

平成20年度 市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
坂井市	毎月	広報啓発活動	啓発	市民
	随時	相談窓口設置	相談	市民
	随時	意識啓発推進活動	啓発・意見交換	市民
	4月、6月、10月	研修会	意見交換・討議、啓発パンフレット配布	生涯学習推進員・補導員
	7～9月	啓発作品コンクール	啓発作品の募集	小中学生
	7月	生徒指導担当者会	現状報告、討議	生徒指導担当者
	7月25日	心の教育講演会	講演会	PTA、生涯学習推進員
	10月	青少年健全育成大会	講演、実践発表	青年、婦人、壮年、老人
	11月	人権啓発セミナー	フォーラムの開催	市民
	12月	人権啓発講演会	講演会	市民
	12月4～10日	人権週間啓発活動	街頭啓発活動	市民
	1月13日	成人式	啓発パンフ配布	新成人
永平寺町	毎月	人権相談所の開設	人権問題等の相談	町民
	年6回	輝く女性えいへいじ会議	女性の立場で人権・環境・子育て等の意見を出し合い、町へ提言書	町民
	7月～2月	家庭教育学級	講演会・学習会など	町民
	7月、3月	愛護センター研修会	学習・研修会	運営委員・補導員
	8月、10月	人権啓発映画研修会	映画(ビデオ)鑑賞	町民・児童
	11月	男女共同参画フェスタ	町民寸劇・講演会など	町民
	11月	人権啓発活動	重点目標のパネル掲示等	町民
	11月	講演会	人権・同和問題について	町民
	11月～12月	街頭啓発活動	啓発物品配布	町民
	12月	巡回啓発活動	広報車による町内巡回	町民
	12月	街頭啓発活動	町内各所にてパンフレットの配布	町民
	1月	町職員研修会	講演会	町職員
池田町	随時	視聴覚ライブラリー	ビデオ上映	各地区
	随時	人権・同和教育学習	総合学習等	小中学生
	7月、11月、3月	家庭教育セミナー	セミナー「子どもの心と体、発達と成長 他」	保護者
	8月、12月、3月	啓発活動	講演会(女性団体連絡協議会)	町民
	11月～12月	啓発物品配布	町民文化祭時、人権週間中に配布	町民
	未定	講演会	演題「女性がはばたく」	町民
				町民
南越前町	年間	広報啓発活動	チラシ、グッズ等配布	町民
	4月	男と女のつどい	講演	ネットワーク会員他
	7、10月	家庭教育学級	講演、ビデオ	保護者
	10月	青少年育成研修	ビデオ	小学生、育成者
	11月	民生委員等研修	講演、ビデオ	民生委員、福祉関係者
	3月	まちづくり大会	講演	町民

平成20年度 市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
越前町	通年	男女共同参画「気づき事業」	研修会	町民
	通年	おはなしの広場	絵本の読み聞かせ	小学校低学年
	5月、9月	合宿通学事業(2泊3日)	体験学習	小学4～5年生
	6月	高年大学	講演会	町民(おもに高齢者)
	7月	家庭教育セミナー	子育てセミナー	保育園児とその保護者
	9月	家庭教育学級	認知症理解講座	小学生とその保護者
	10月	えちぜん男女参画のつどい	講演・実践発表	町民
	11月	ビデオ上映会	裁判員制度広報ビデオの上映	町民
	12月	ビデオ上映会	人権ビデオの上映	小学生
	未定	集落公民館研修会	研修会	町民
	未定	生涯学習推進研修会	研修会	生涯学習推進員、区町会 各種団体リーダー、町民
美浜町	年間	各種団体研修会	ビデオ上映会・グループ討論	各種団体
	年間	各事業所研修会	講義、ビデオ上映会、討論	各従業員・社員
	年間	地区内研修会	人権問題に関するビデオ視聴と研究協議	地区住民
	年間	隣保館運営事業	地域交流、相談、人権講座	町民
	年間3回	人権教育だより「ふれあい」の発行	人権コラムや町民の声など	町民
	年間1回	啓発冊子「ふれあい」の発行	啓発記事、詩・写真等作品	町民
	年間1回	人権作品集の発行	公募入選作品の収録	町民
	年間	意識調査の活用	集落、団体、機関、学校等	町民
	年間6回	町民人権講座	講演会	町民
	年間	集落別研修会	町内各集落での懇談、学習会	町民
	4月他2回	指導者研修会	講演、ビデオ視聴、人権教育推進についての協議	町内各層の指導者
	4月28日	人権教育研究大会	人権教育推進についての協議	町内各層の指導者
	5月、11月、3月	新着任教職員研修会	講義、ビデオ視聴、実践報告	町内新着任教職員
	7月、12月、2月	校区PTA研修会	映画鑑賞・講演会など	町内8校PTA役員
	11月1日～3日	町民文化祭の展示	人権講座写真展、製作活動	町民
	11月23日	講演会	演題「青少年健全育成のための人権教育のあり方」	町民
	12月上旬	人権キャンペーン	町内巡回と啓発物品の配布	町民
	12月6日	人権のつどい	人権コンサート(講演会)	町民
	2月	視察研修会	近畿・中部地方の先進地、人権教育関係施設等の視察	町民代表

平成20年度 市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
高浜町	年間	隣保館交流体験教室	福祉ボランティア体験活動、親子体験講座	町民
	年間	啓発ビデオ放映	人権問題啓発ビデオの有線テレビ放映	町民
	年2回	啓発広報誌発行	啓発広報誌「いのち・愛・人権」の各戸配布	町民
	月1回	人権啓発推進員会議	推進員研修、地域啓発の方法検討、情報交換	人権啓発推進員
	4月	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	児童
	5～11月	地区別人権研修会	テーマ「安心して暮らせる町」	行政区民
	6～9月末、12月5日	人権作品コンクール作品募集、表彰式	人権作文、標語、ポスターの募集、優秀作品の表彰	町民
	7月中旬	人権講演会	演題「いのちを見つめる 高齢者の尊厳と人権」	町民
	9月(予定)	いのち・愛・人権フェスタ	各人権啓発団体と町民との交流、人権啓発の推進	町民
	9月、2月	講演会	人権問題についての講演	町民
	11月29日	啓発街頭キャンペーン	各店頭で人権週間のよびかけ、人権フォーラム開催の案内	町民
	11月下旬	人権フォーラムたかはま2008(分科会)	テーマ別に3分科会の開催	町民
	12月5日	人権フォーラムたかはま2008(全体会)	分科会の講師によるトークショー、地域団体によるステージ発表	町民
	12月	高浜町人権問題研究集会	シンポジウム、全体会	町民
	2月	人権啓発推進員先進地視察	視察	人権啓発推進員
	2月中旬	町職員対象研修会	人権尊重の視点での日常業務の見直し	町職員
	2月(3回)	事業所対象研修会	講演・ビデオ視聴・参加型体験研修	事業所合同
おおい町	5月	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	児童
	6月1日	研修会	体験的参加型学習「世間の概念」	きのことほしのまちおおいネットワーク
	6月18日	人権教育推進協議会会議	平成20年度人権教育推進計画について	人権教育推進委員
	9月	人権教育推進協議会会議	人権標語の選定、啓発看板の設置、次年度の講演会	人権教育推進委員
	11～1月	関西電力職員対象研修会支援	体験的参加型学習	関西電力職員
	11月29日	おおい、さわやかライブ講座	西川ヘレン氏による講演会	町民
	12月中旬～1月下旬	人権啓発作品の募集	作文・標語の募集	町民小中学生
	2月	人権教育推進協議会会議	人権教育推進事業の反省および来年度の課題	人権教育推進委員
	3月	冊子「人権」発刊	人権に関する作文・標語の収集録の発刊	町民
	未定	講演会	人権についての講演	町民
若狭町	4月	認知症サポーター講義	講義	中学生
	4月～	人権花壇の整備	花壇整備	町民
	5月	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	児童
	6月	人権教育推進協議会	啓発活動計画	推進協議会委員
	7～3月	人権教育研修会	講演、映画(ビデオ)	小中学校PTA
	8月～	人権教育研修会	講演、ビデオ	地区内の公民館等
	9月	人権教育推進協議会	啓発内容協議	推進協議会委員
	10月～	人権啓発メッセージ募集	CATV、広報誌にて募集	町民
	10月	男女共同参画講演会	講演	女性の会等
	11月	視察研修	視察研修	推進協議会委員
	11月	認知症フォーラム	講演、一行詩発表等	町民
	2月	人権意識高揚大会	人権メッセージ発表・表彰、人権講演会	町民、教育関係者、町行政職員
	3月	人権教育推進協議会	年間活動反省	企業推進員、議会議員 推進協議会委員

平成20年度部落解放同盟との懇談会

日時 平成20年8月26日(火) 13時～15時50分

場所 若狭図書学習センター講堂

出席者

(福井県連合会)

(中央本部)

(県)

小竹健康福祉部長他

(司会:)

これから4時まで県と話し合いを行ないます。まず、はじめに部落解放同盟福井県連
がごあいさつを申し上げます。

毎年のことですが、遠いところ来ていただきありがとうございます。

今年は異常気象といわれて雨の日が多く、我々は農業の刈り入れ時で非常に困っていますが、夏の暑い日にもそれなりに海水浴客が来てくれると良かったのですが、ガソリンの高騰が影響したのか10年前の華やかなりし時ほどではありませんでした。

今日は、県の皆さんといろいろなことについてお話をさせていただき、今後ともお互いが努力して、部落問題の完全解放を目指していききたいと思います。

お忙しい中を県からは、小竹健康福祉部長をはじめたくさんの方が来て頂きました。また、中央本部からはをはじめ4人の方に来て頂きました。福井県連からは役員をはじめ40人の参加者を得て会合を開くことができました。

私どもの運動の一番の成果は部落解放基本法の制定要求から生まれた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」なのですが、この法律は国、地方自治体、個人に対しての責務を定めており、県はきちんと基本計画を定めて実施していますが、県は各自治体に指導力を発揮していただきたいと思っていますが、我々が求めている指導力には程遠いと実感しています。各市町がどの程度のことをやっているかは今日、お答えしていただきますが、われわれの要求とは程遠い実態があると思っています。

人権教育・啓発の希薄さが何をもたらしているのか、全国的に差別問題が続発していますが、人権教育・人権啓発の不徹底がもたらしているのです。そういうことを徹底して少しでも少なくしていくことが重要であると思います。

もう1つは、人権侵害救済法、皆さんは人権擁護法と聞いているかも知れませんが、よく似た部分がありますが、我々が要求している人権侵害救済法の制定に向けて、県

はどのように努力しているかを明らかにしていただきたい。

差別を無くすためには、差別があることを証明しなければならない。実態調査をしたら差別があるかないかがわかり、ないということなら我々の運動も終息するのでよろしくをお願いします。

(司会)

続きまして、県側から代表して小竹正雄健康福祉部長様よろしくお願いします。

(小竹部長)

みなさん、こんにちは、福井県の健康福祉部長の小竹です。4月に就任しまして、皆様とは初めてお会いするわけですが、よろしくお願いしますを申し上げます。

開会にあたり、県の出席者を代表して一言ごあいさつを申し上げます。本日は、部落解放同盟福井県連合会から[]、中央本部から[]様、[]様をはじめ多くの皆様にご出席をいただきありがとうございます。

また、皆様には日頃より当県におきます同和行政の推進につきまして、ご理解、ご協力をいただいておりますことをこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

さて、県では、同和問題は我が国固有の人権問題であり、憲法で保障します基本的人権に関わる深刻かつ重大な課題であると認識し、その早期解決に向けまして、昭和44年の同和对策事業特別措置法の施行以来、国、市町の協力のもと、また、関係者の方々のご意見を伺いながら、特別対策を実施してきました。

そして、平成14年3月の法失効後も、それぞれの地域の状況や事業の必要性を把握した上で、所要の施策を講じています。

また、人権教育・人権啓発につきましては、国および地方公共団体をはじめとして、それぞれの職域で取り組んでいますが、いまだに様々な人権に関わる不当な差別や人権侵害が生じている状況です。

このようなことから、県では、「福井県人権尊重の社会づくり条例」のもとに、「福井県人権施策基本方針」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

ただいまから、先日、ご提示いただいた要望事項について、健康福祉部をはじめとして、それぞれの関係所属の出席者から回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日の懇談が実り多きものになりますことをご祈念いたしまして、簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。

(司会)

ありがとうございました。引き続きまして、解放同盟中央本部を代表しまして中央本部[]がごあいさつ申し上げます。

毎年、この時期に本部を代表してこの場に臨んでいるわけですが、特に一昨年から県並びに市町の採用に関しての差別的な事象が明らかになり、三度にわたり話し合いを持ち、この3月に前任の品谷部長さんを中心に取り組んでももらいました。1999年に職業安定法が大幅に改訂され、その内容は限りなく本人の属性に関する事柄はその調査そのものが差別的な扱いになるということが、法律的な裏づけをしたわけであります。したがって、県や市町村はそのことを違反する企業に対して強く指導していかなければならない責務が発生したわけです。残念ながらそのことを厳しく指摘していかなければならない立場の側がそのことを犯すといった、しかも残念なことに他県の子ども達によって明らかになるという、極めて憂うべき事態が起きたわけです。三度にわたる話し合いに品谷部長をはじめ県行政の皆様がこの事件を重く受け止めていただいて、このことを再び繰り返さないという確認をさせていただきまして、同時に市長会、町村会にも同様の確認をさせていただきました。3月の時点で中間まとめをさせていただいて、今後の皆様の行動を見ていくという立場で総括をさせていただきました。

この間、[REDACTED]のほうからありましたように、特別措置法が終わり、人権教育啓発推進法も制定されました。とりわけ特別措置法の終了後、同和地区を含む財源的な確保を含み引き続き支えていこうという立場で、特別交付税の配分の中でも向こう10年間経過措置を持ちながらという制度になり、7年目を向かえているわけです。そういうわけで、その内訳を県でも見ていただいたら結構であるけれど、その同和配分が今も県にも県下の市町村にも配分されています。特別措置法が終わった後に人権教育啓発推進法ならびに隣保館事業は一般施策に切り替わって、その財源的な裏づけも新たに福井県は市町村への補填として、市町村分に限っていえば市町村の超過負担の問題、人権教育啓発推進法に関わる事業についての負担の問題、このことも財源的に支えていこうということが示されまして、今も県連から財源の一部分が示されているところです。片方で財源的に市町村が財政圧迫にならないように事業が推進していくべきだとして、国に対しても強く求めてきたわけです。

同時に県および市町村はそのことを受けて法律で定められた責務を真摯に実行してもらわなければならない。

残念ながら、全国的にも言えることですが、市町村の取組みによっては相当程度の温度差がここにきてある。そういう意味でも市町村間の横の連携、横の情報交換そういう組織を作って市町村間のばらつき、格差を一定程度是正することも必要であります。

また、国内では差別が拡大されており、陰に陽に差別の再生産がされているという現状があり、今回はそのことに対しての具体的な対応についても示していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

自己紹介（団体、県、共に前列のみ）

要求項目読み上げ
県側が回答

(司会)

それでは質疑応答に移らせていただきます。はじめに項目1、2、3をお願いします。

昨年度の回答と変わらない。難しい面があり、がんばってもらっていることはわかるが、まず、お尋ねしますが、要望項目の1で「人権教育及び啓発に関する施策」の回答があり、2番目に「人権施策の位置付け」のほか3項目の回答があるが、どう違うのかわからない。「人権施策の位置付け」の意味がわからない。まず、これを説明して欲しい。

(山口課長)

最初に回答しました4市4町については、次の(2)の網掛けの部分にあたりまして...

(飯田室長)

補足説明をさせていただきますと、施策を策定するというのは「人権教育啓発推進法」の言葉であり、私どもは、そのように理解していましたが、過去の県対交渉の場で部落解放同盟のほうから、施策の策定というのは策定だけの狭い意味ではなく、推進計画の策定と同じことだとのお叱りを受けまして、そういうことで、私どもは施策の策定も含めた計画の策定ということでやっていますので、ここでは同義語でつかっています。

施策の策定はしたわな。中身の文言の問題や、どういう風な内容になっているかやな、もっと明文化した資料を出してくれないと、策定しましたと言っても一行だけかもしれないし、場合によってはのように条例のようにやっているところも多いしな。随分違いがあるやろ。策定したときからどのように実施してきたかずーとやっているということにならんと策定したことにならんわな。

(山口課長)

今ほどの推進計画の策定でございますが、既に12の市町で策定していきまして、その中のですと、「人権教育啓発方針」ということで今年の3月に策定しまして、市長部局と教育部局をセットとして、結構のボリュームのしっかりとしたもので、各

種人権課題ごとに、障害者問題、男女参画とかの課題ごとに記述してございます。具体的な人権施策につきましては、別添資料の1ページから5ページにございますように実施していきまして、施策の方針ですとか推進体制等を記載してあります。しかし、各市町によっては、おしゃつられたように多少の温度差がございまして、基本的には計画でございますのでポイントは押さえているということです。

ちよつと聞きますけど、それぞれの市町の、総合計画といいますが、大きな全体像を描いたものがありますよね、その根っこは総合計画ですか。その総合計画の中に人権教育や人権啓発の課題がどのようにして入っているのか。それぞれの市長の総合計画にどう位置づけられているのか。そして、その部分を取り出して、人権教育啓発に関わる中長期計画と、そのことを具体化する推進計画と推進体制と、こういう連動性がないと、別立てであっても、市町の総合計画の中に位置付けて連動をもってやっていかなあかんと思う。そのあたりが見えてこない。

それぞれみんな違うと思うんですよ、町によっては、市によっては、位置付けが。私も冒頭のあいさつで言いましたように、法律が終わって7年目を迎えて、人権教育啓発推進法は知っているけれど、そのことの必要性の議論は、非常に市町によって温度差がある。そのことがこういう風に現れていると思うんやけど。

我々は昨年から、市町の温度差、横の関係を克服するために人権啓発、これは仮称ですけど、人権啓発の連絡協議会みたいなものをつくれないう、いわゆる市町を横断的に連携できる協議会をつくれないう、それと、その上にはトップの懇談会のようなのがつくれないう、市町のトップの懇談会ができないか、横の連携をすることによって、足りないところの市町は、お互いに刺激を仕合つて課題が見えてくると思う。足りないところはわかっていても、我々が指摘をしていても、わからない市町も存在していると思うので、やはり、横断的な連絡協議会というものが、是非、必要だ、と思います。これは他県を見ていただいても、そういうものが存在しています。いわゆるそれぞれの市町は独立しているけれど、横断的に連絡協議会をもって、それぞれの町の不十分なところを互いに議論しながらチェックしあう、そういう機関が是非、必要だと思うんです。この(1)から(3)に現れているように、市町の取組みの強弱が示されているんですね。

私は、差別事件や差別事象は、強弱があろうがなかろうがどこで発生するかわからない。どこで発生してもすぐに対応でき、再び起こさないようシステムをどうつくっていくのか、これが今求められている課題ですから、格差は克服していかなければならない。市町の温度差は克服していかなければならない。そういうことでありますから1つは首長がしっかりとの方針を出すための首長の懇話会といいますが、懇談会といいますが、その設置の問題。

もう1つは、窓口やね、人権啓発連絡協議会の設置の問題、このことの必要性も含めて県としてどのように考えているのか、返答を聞かしてください。

(山口課長)

今の[]のお話の冒頭部分にありました総合計画は、各自治体の首長の考え方が現れているものであり、人権施策の位置付けにつきましては、先ほど申し上げたように16の市町で取り入れています。その計画を受けて人権施策の推進計画を策定するわけですが、まだ3つの市において未策定ですが今年度中に策定する予定です。14の市町において、推進体制の整備を含めて推進計画を策定しています。

それと各市町に温度差があるとのことですが、これにつきましては、我々も温度差を無くすように、各種会合の場で人権施策の推進について指導しております。それぞれの市町に人権の担当課がございしますが、その主管課長会議を通じまして、毎年、開催していますが、人権施策の推進、横の連絡・調整につきまして指導させていただいています。また、もう1つは、法務局の主催ですが、福井県人権啓発地域ネットワーク協議会がございまして、これは福井、武生、敦賀の3支局に分けてでございしますが、そのエリアの市町と国・県と人権擁護委員が参加している組織でも横の連携を図っているところです。

それから、市長会、町村会といった場にも我々が出向きそういうことをお願いしているということです。

また、首長レベルといったことですが、昨年もご指摘をいただいておりますが、これにつきましては、先ほど申し上げました市長会や町村会へ私どもがお邪魔しまして、昨年も今年もお邪魔しまして、そういうものがないかと申し入れています。西島執行委員のお話にもありましたように地域の実情が異なりますとか、温度差があるということもありまして、なかなか1朝1夕にできるというものではございませんが、今後の検討課題としてそれぞれの関係する組織に申し入れているという状況です。

[]
順番、逆やけど、今の首長レベルの会議ね。例えば懇談会ということだったので、私は、それぞれの市町の人権の取組みの特徴があっていると思う。なにも皆、同じような取組みがベストとは思わない。それぞれの地域の実情に沿った特徴ある事業が展開されていくことは、もちろん当たり前のことであります。

問題は、それぞれの首長が年1回でも2回でも、お互いに横の連携をしながら、よりいいものを首長自身が方針を出していくという、こういうものが必要ではないかという提起をしているんです。名称にこだわっているわけではないです。その名称は首長会議であってもなになにに会議であってもいいわけです。しかし、少なくとも人権教育啓発という切り口で首長が一同に会して、お互いの情報交換をするとか、お互いの課題を議論するとか、なにも一律の取組みをやりなさいということではない。そういうことを県としても、是非、提起してもらいたい、強く。これ、ちょっと見えてきたしな。

それと人権啓発推進協議会というのは、昨年から言っているのは、市町村の担当課

の少なくとも課長レベルの組織は必要だと、名称はあくまで仮称であり、そのことを提起しているんであって、今、皆さんが示されているだけでも、これだけのばらつきがあるわけです。中身の議論をすれば、私はもっと格差が出てくると思う。それも特徴といえば特徴でいいとしてもいいわけですが、しかし、やっぱり欠落している課題が存在しているかもしれない。そういう意味では定期的な市町の担当者会議というものがあるって、そこでお互いが課題を議論しあう。そこに県も入りながら、間接的な指導も含めて県が役割を果たしていく。そのことによって、市町の人権教育啓発に関わる計画や体制の問題がいろんな角度から見えてくると思う。見えたらその問題をどう克服するかが議論になる。少なくとも市町の担当課長レベルの会議の場、会議作り、こういうものを是非いっぺんつくってもらいたい。これは現に集めているというお話でしたかね。担当者の皆さんを結構集めているんでしょ。それをもう少し、市町の主体性を加味しながらリードしていくということをやったら、それがイコールになってくるのと同じがいますか。我々は仮称で、名称の議論は県連と県でしっかりと議論してもらって、けれども、我々の思いとしてはそういうことですので、そのあたりの趣旨に関わるところについて、もういっぺん答えてください。

(山口課長)

市町担当課長会議の正式名称は「市町人権主管課長会議」でございまして、私ども県が主催しまして毎年行なっています。当然、市町の担当課長が出席しますので、その場で、県の人権施策でございましてか、

■
そしたらやね、この1、2、3を表にしてね、どこがどういうことをやっているかという、互いに横が見えるようなものを作りながら議論させてください。ちょっと我々も、どこの町がどういう、どこの市がどういうというのが見えないからね。

お互いに、要は横の市町の関係がどうなのか、そういうものをお互いが見ながら、何が課題か、わが町にどういう課題があるのか、どういう取組みをしていかなければならないのか、こういうことをお互いがチェックをかけるのか、そういうふうに関割が大事なのでね、ただ単に一方通行の場で上意下達では困る。お互いの主体性を持ちながら課題を議論しあうというものを、そこに横のラインをね、作っていかねばならないと思うんでね、そのあたりどうです。

(山口課長)

先ほどの回答でも申し上げましたが、回答の最後に別紙としてつけてありますけど1から5ページにわたり各市町の資料をご覧ください…

■
私のほうは付いていない。

(山口課長)

付いていませんか。それは申し訳ございません。早速配らせていただきます。

こちらが言っているのは、そういう議論ではなく機関の設置を要望しているのであって、会議をするとか研修会をするとかというのは取組みとしては理解できるんやけど、機関として、例えば連絡会とか協議会とかそういうものを設置して、お互いに福井県の考え方・方針をね、最低限、共通認識するとか、地域の事情とか市町村の事情によってね、特性は当然あるわけです。そういうことを言ってるわけです。たしかに年1回とか年2回とか集まる機会があつて、そこでいうてるとか、個別に問題があつた場合は指導にも入っていると思うけど、そういう話じゃないよね。

機関を設置して欲しいということを書いてますんで。そういうことについて全く、考え方が見えてこないのて回答して欲しいというてるのやわ。

(飯田室長)

今年の5月に人権主管課長会議を開いたときに、各市町から実施している事業を発表してもらいました。そうすることにより市町も自分たちのレベルがわかるし、また刺激を与えるんじゃないかと。先ほど、から刺激を与える必要があるといわれましたが、こういうことで結構刺激になったのではないかとということで、そこで「私もレベルは低いけれどということをやっている」という発表もありまして、そういう刺激を与えまして充実した施策を実施するようにさせています。

課長がさっき答弁したことは、10年前と同じじゃないか。10年前と同じ答弁やで。こういうことは、連絡協議会は12年前から出しているわけや、当時の答弁と同じや。担当課長は人権だけやないんや。総務もあれば予算もあり、たまたま人権も担当しているからやね、なんかあればその課長に話をするということになり。主として人権に取り組んでいる課長やないがね、いうてみれば付け足して人権をそこに置いてあるだけや、その会議をずーっとやってきているとは聞いているで、やったやったと、その割りにちっとも前進してこなかったが。

そのときに連絡協議会をつくっておけば、基本的なものはもっと早くできていたはずや、せめて5～6年早く出来ていたはずなんよ。そのときに連絡協議会をつくらなかったからこうなっているのよ。まあ、目に見えたものにはなってきたけど。だから14市町と、多くなってきた。推進計画を策定したんだよ、そうしたらなおさら情報交換をするそういうことをして互いに切磋琢磨していくようになっていかならんよ。だからこそ横の連絡をとる組織をきちっとつくれということや。

課長、それからもう1つ、ネットワークも10年前と一緒に、イベントだけの人権

週間にはこういうことをしますというだけのものや、そういう話になっていくんや。強いて言えば、法務局が指導したようなもんは頼りにならない。各市町村が自主的にみんなで集まってやりましょうというのがいいがな。たまたま法務局がリードして作ったものの中身はチラシを配る人権週間中のイベントを盛り上げていこうというだけのそういうレベルなんや。我々は毎日毎日の問題解決のための施策を毎日続けてやっているかということだ。見る見方が違うだろ。

■
主管会議というのは、県庁にあるすべての部局でするはずだ。そんなもん当然のことや。土木は土木の関係でね、例えば土木で道路をつけるとか全部すべての分野において主管会議でやってるわ。主管会議をやってますて、そんなもん日常の話やんけ。

そんなもんより、福井県って条例をつくっているやんけ、ねえ。来年のすべての場面で方針なり方向が説明されるわけや、福井県の方針は条例で決まっているわけや、その中で、県下すべてで人権を尊重した施策を推進していくとなっているはずや、ねえ、そうになっているから、主管課長会議をやっていますなんて話にはならんはずやけどね。

(小竹部長)

今、いろいろとご議論をいただいたことですが、まず、先ほど■からもご発言がありました「人権教育人権啓発に関する法律」では、国の責務、地方公共団体の責務、そして国民の責務ということが定められておりまして、県としましては、地方公共団体としては同じ位置付けであります、が、「まず隗よりはじめよ」ではありませんが、県がまず示さなければならないということもありまして、15年4月に人権尊重の社会づくり条例を制定しました。それに基づきまして18年に人権施策基本方針をしっかりと定めたところであります。

今のお話にあった主管課長会議ですが、県の施策を市町に知ってもらいご理解をいただくことはもちろんですが、こういった県の取組みを踏まえて市町にも法律に基づいた地方公共団体の責務についてもしっかりと果たしていただくということで会議を持ち、そのなかで市町の取組み状況についても報告していただき、情報交換をしていただいています。さきほど■がおっしゃられたようにそれぞれの市町では、それぞれの問題、課題がありますので、それを踏まえて、他の市町の取組みについてもそこで情報収集をしまして、それぞれの市町がしっかりと人権施策に取り組んでもらえるように取り組んでいます。

それから協議会設置の話がございましたが、これについても■がおっしゃられていましたが、これは県が強制して作っていくべきものではありませんので、当然、協議会ですので市町の自主的な議論がしっかりとされて、もちろん県がアドバイザー的な役割で入ることはありますが、まず、協議会のメンバーになる市町が納得していかなければなりません。主管課長会議に出席している方は担当ではありませんで、行

政における責任者である課長の会議ですので、そこで、今、皆様からいただきました要望や要請についても課長会議でしっかりと説明をさせていただき、取組み、また、意思をもってもらえるよう県としても検討していきたい。

部長、そこで議論してもらうのは結構です。ただね、この話はもう何年か前から要請しており、また議論だけになってしまっただけは困るので、そこらについては年度内くらいにね、そうしたものがまとめられるように進めてください。

そうしないと、来年また同じことを繰り返すとなると進歩のない話になるので、主体はわかりました。それと同時に県の指導性というか県の強い意向がそこで加味されてくると私は思いますので、そういうものを発揮してもらいながら、少なくとも年度内くらいにそういう市町村の体制がつくられてくるという、1つは「人権教育啓発推進法」でこのことがいわれているわけですね。そのあたりを県のほうで強く説明していただきながら、同じ議論を来年もしたくありませんので、是非、年度内にまとめていただくように、部長、ひとつよろしく頼みます。

(小竹部長)

何度も言いますが、県が強制はできませんので、が言われたように、主管課長会議を県が持っていますので、そういった場を通じて皆様方が言われた趣旨をしっかりと説明しますが、年度内にするとかということをこの場で私が言えないことはご理解をしていただきたい。


決意が約束にならないこともある。決意を。

(小竹部長)

今、申し上げたように人権につきまして担当課長会議を持っていますので、そういった中で、皆様方の要請を理解していただくようにお話をさせていただきます。


主管課長会議でやるというようなことを何年言っているのや。そのことがなかなか進まなかったがな、そうやで。

(小竹部長)

説明申し上げましたように、実際に推進計画の策定については、今年度中に残りの3市が策定予定ですが、殆どの市町が策定済みですし、そういったことで、今、進捗していないとのことですが、推進している状況であると思っています。

わしらが言うことではないんや、君のところが人権施策を進めていくために自ら改革していったレベルの高い仕組みをつくるのがあんたらの仕事やないか。

あのね、先ほどの部長さんの強制できない、もちろん強制は必要ないと思いますが、人権の担当者会議の招集はどこがかけられますの。市長会とか町村会とかの会長さんが収集をかけられますの。

(小竹部長)

これは、今、申し上げましたように、県が条例に基づきまして基本方針を作っていますので、そういったなかで、県だけで行政ができるわけではございませんので、市町に県の施策をしっかりと理解していただく必要もございまして、そういった意味で県が

県がイニシアチブをとってやっているのなら。

(小竹部長)

そうです。

そうなら、県が指導力を発揮したらいいんですが。市長会長が招集するとか町村会長が召集するとかならまだしも、県が召集して強制できないとか、強制はしなくてもいいですが、協力をさせるようにさせていかなければならせないのではないかな。そうして、方法は一杯あると思うんです、県から副市長や副町長になっておられる方が何人かいますし、そうしたところからまず切り崩していくことが必要ではないかと思うんです。表面的な協力を強制はできないとか何とかというんじゃないに、まず、根回しをして協力させるような体制をとっていった欲しい。が言うように10何年も前から同じことを出しているんですわ。懇話会をつくれと、今回は少し変わったかたちで懇話会だと思いますが、早く作って欲しい首長レベルの懇話会を作りたいというのは、今日始めていうのは殆どないんですわ。継続しているんです。それがいまだに協力してもらえないとか、強制できんとかいうのは、表面的なことでは納得できんのですわ。

今も言いましたけど、副市長や副町長に県の出身者が何人も入っているんじゃないか。そういうルートを通してやっていく方法もあるんじゃないかな。

部長が言われるように、強制する話でもありませんし、県と市町村が対等な立場であるという議論も昨今されているなかでありますから、主張はわかります。

しかし、部長は招集者としての役割もあるんで、それを最大限に活用してもらって、ひとつ、部長は主体的な組織づくりに取り組んでいきたいと決意を、今日はしてもらったら、やりますと、相手があることを引っ張り込んで部長がやるというわけにもいかないので、ひとつ、そのことに取り組んでいく決意ぐらひは、皆に示してもらうことで、私は半分済むことになるので…、決意だけ示してください。

(小竹部長)

今、[REDACTED]が言われたように、県としての役割もありますので、今言われたようなことについては、しっかり検討をしていきたいと、このように思います。

[REDACTED]
その際に、長いこと期間がかかっているんで、そのことを十分に踏まえて、よろしくをお願いします。

それと、人権擁護法案にかかる要望ですが、回答では、全国人権同和行政促進協議会、全国知事会それぞれを通して、県は促進を求めていると、こういう回答でありました。

県独自の人権侵害救済に関する法整備の要望の動きはないんでしょうか。ちょっと間接的な回答なんでね。福井県の取組みが見えない。このことを福井県として必要であると考えられているのか、どうなのかということがちょっと見えない。そのあたりどうですか。

(山口課長)

[REDACTED]がおっしゃられたとおり、県独自としてのことは記載してありません。

全国人権同和行政促進協議会という全国組織がありますが、そこでの要望にあわせて私どもも要望していますし、また、全国知事会での要望にもそのことの要望がでていますので、そこで私どもも要望しています。全国的な課題であるとの認識がありますので、全国的な組織で要望しているのが現状であります。

[REDACTED]
人権侵害救済に関する法律が必要という考えを県は持っているんですか、そこを明確にしてください。

(小竹部長)

私どもは必要であると認識しています。

[REDACTED]

であるなら、全国レベルの組織に要望をあげながら、全国組織のレベルとして国に要望することも重要なことですが、県単独の取組みも是非お願いしたい。これ一遍、上のほうに、理事者にあげてもらって、どういうかたちで行動できるのか、知事自らされるのか、市長会、町村会と連携して何らかの方法でされるのか、県として独自性が見える行動を、是非、お願いしたい。

それと、参考で聞いてもらったら結構ですが、県下の議員さんで〇〇さんという方がいらっしやいますね。〇〇さんという〇〇議員がおられますけれど、自民党の国会議員らしいですが、なかなか活発に国会のなかで活動されているようでして、特に人権侵害救済法については、急先鋒の反対論者で、全国的に、特に自民党の議論のなかで相当激しく右翼の勢力と連携をしながら、人権侵害救済法に反対する論陣をされているようです。県にどうせ、こうせいという話ではありませんが、参考までに情報だけを提供させていただきます。そのこともしっかり踏まえて、知事なり県行政が人権侵害救済法が必要だと言われているんだから、どう行動するのかということを示していただきたい。

(〇〇)

あなた方は、地方の差別というものがわかっているのやから、福井県の中での同和問題も含めて、それを中央にあげていくことが大事であるので、中央では地方のことについてピンときていない方が多いので、やっぱり地方の要望として差別が厳しいから地方の実情を救済してくれということを言うてもらわんと、上の政府は動いてくれんわな、その点で県が要請していただくということがないと、私どもも地方の要求に中央の人が来てくれているのやから、そんなことを言うても…、やっぱりやってもらわんと。

(〇〇)

県内でも差別事件が起きていますから、不作為であるということは皆さんわかっていますが、そのことを救済してもらう法律はありません。条例で何とかしようと頑張っている市町村もありますが、救済してもらえるとということになれば、住んで居る者としては大変心強いので、もうすこし心強い動きがあればありがたいかなと思いますのでお願いします。

(司会)

それでは4項目めの公正採用について移りたいと思いますので、県連側より質疑をお願いします。

(〇〇)

私のほうから質問ですが、平成16年度、19年度の公正採用選考にかかる違反事例の集計結果の表を先ほどいただきました。皆さん持ってられますかね。

この表を見ますと、いわゆるこういう受験報告書を子ども達に受験した後に渡して、子ども達が記入しながら、県教委が集約してまとめられて、多分、集約結果がこれだと思うんです。19年度、18年度もそうなんですが、16年度、17年度は6件、14件の問題ありの企業が、18年度は74件、19年度は169件と、この1、2年の間にキュッキュッと増えているのはどのように評価されているのか、どう分析されているのか、ちょっと、まず、そこを説明してください。

(団体後方の[]地区の住民に対し「あんたがたは持っているの」と質問)

この問題は、高校生の子どもの達が就職試験を受けに行きます。面接のときに、翌日、学校でどんな質問をされたかの調査をします。県教委のほうで、例えば、親の職業を聞いたとか、家族構成を聞いたとか、生活実態を聞いたとか、こういうこと全部ダメなんです、今は聞いたら。子どもの能力、学力を評価するとか、企業にとっての適正を調べるとか、こういうことはできますけれど、家庭の家族の状況とか、親の職業とか、どんなところに住んで居るとか、こういうことを聞いたらダメなんです。法律で禁止されているんです。そういうことの、子ども達に就職試験を受けた後に県教委が調査をして、そんな違反事例があったかなかったかをチェックしているんです。県教委が、それがこの2年間かなり増えました、19年度は169件の違反事例がありますよ。この3年前は、6件と14件しか違反事例がなかったんです。どういうわけか説明してください。

(中島課長)

高校教育課長の中島です。先ほどからのお話のように、18年にいわゆる公正採用チェック表というのを全生徒に配布して、あがってくる体制をとりました。さらに3年前から学習会などを重ねることによりまして、要するに公正採用のチェック表を、今、言われるように、身上とかを聞くだけではなく、どういう書類を出願のときにしているか、統一応募用紙を使っているか、さらにチェック表も具体的に書けるようにし、かなり精密なかたちにこの1年でさせていただいて、最後の19年度の数字であります。

[]といたしましては、単に現場でこれを渡すだけではなく、注意事項という事で、なぜこういうことをするのか、なぜチェック表を記入するのかということの事前説明を各学校でキチンとしてもらうようにしました。というようにいろんなかたちで、先ほどもありましたが、親の職業を聞くとか…

他府県の生徒から福井県の現状がわかったという、…

高校教育課としましては、この数字は18年度で実態に近づき、生徒たちの意識もなぜ、こういうことをしなければならないかという理解のなかで、昨年度の結果があると理解しています。

([])

といいますと、この間、福井のほうにおいては、職員の採用をめぐっていわゆる「職

業安定法」に違反する採用システムが存在していました。我々からの強い指摘も含めて、その改善の約束をしましたね。それに基づいて、いわゆる民間の受験結果報告のチェックもより詳細に変えたということですか。この1年の間に、チェック表をより厳格なものに高めたということですか。

(中島課長)

受験報告書の中身を。

受験報告書の中身を、裏を返せば、それまでは大雑把なものしかなかったということですか。16年度には6件なんです、ね、違反事例が、県内の企業の違反事例が6件、ね、19年度は169件、何十倍か、30倍ほど増えているんですけど、3~40倍、いわゆる、それまでは受験結果報告書というのは大雑把な内容の調査しかなかったということですか。

(中島課長)

大雑把なと申しますか、各学校の就職担当のなかから教育委員会にあがってくるといことです。2年前からは、ご承知のとおり。

いわゆる学校が、就職担当の先生が学校で集約をして県教委に上げていたのが、2年3年前のシステムでした。といいますと、少ないというのは、片方で学校の就職担当の先生は、いわゆる職業開拓をしていかなければならない。子ども達の職業を開拓していかなければならない。片方でそういう任務を持ちながら、開拓した企業が差別的な取扱いをしていることがわかって、どちらかというと学校で処理していた。こういうところは残念ながらありました。今回の県の差別的な就職における取扱いの流れのなかで、学校単位の調査ではなく、そういう学校の先生の恣意が偏ってくるということになる、人情的に偏ってくる可能性がある。これは客観的に調査をした現物を県教委が全部集約をしてまとめるべきだということで、先般の事件を通して昨年度からこのことが本格的に稼働し、結果、こういう数字がでました。私は、一面、素直な、県内の企業の結果が表している数字かなと思います。

これは生データを県教委がつかんできた、それをあわせているということの評価しているものです。

問題は、この分析をしてください。少なくともこういう詳細なチェック項目があるわけですから、169件の、いわゆる不正な質問等がどの項目であったのか、そして企業によっては、重複しているのか、もっと言えば同じ企業が何年も同じ不正を繰り返していないのか、いろんな分析ができると思うんです。いわゆる悪質な企業、何年も繰り返している悪質な企業が、他県にも実はありました。よその事例ですけど、私

■
まあ、あなた、うまくいった事例とか、なんかありましたら、労働行政、どこにいるんやな、ないならないでいいですよ。

(三足課長)

労働政策課の三足です。今、労働局のほうで指導していますので、事例というのはまだ…。

■
例えば、1例でもいいから、労働局がどういうことで企業に指導に入っているかと、どういう懸案で、ここに一杯の項目があるけど、このどこの、どういう内容で労働局が、A企業、B企業でええがな、入って指導しているということを説明してください。

■
16年度と17年度の6件、14件というのは県内の学校から上がってきた数字ですか。

(中島課長)

そのとおりです。

■
6件、14件についても労働局が企業に指導に行っているんですよね。

(中島課長)

公正採用関係連絡会議は13年度からありますので、そこにあがってきたものは行っています。

(三足課長)

どういう質問をされたかということですが、家族構成であるとか、両親の職業等があります。そういう風な質問をした企業に対してハローワークが、実際にしたかどうかの確認を行ない、しないようにという指導を行なっているところです。

■
高校生に質問をしているわな、その場合に先生が生徒に質問項目を説明しているのか、以前は十分な認識を持った先生が少ないので、曖昧だと思うんですよ。一番大事なのは教師が公正採用のことを十分に理解していないと生徒に伝わらないんだよ。それが差別なのか、差別されていてもわからない。やっぱり教師がしっかり子どもに教

えていくということじゃないと、いつまでも差別の解決にならんし、前はいくら完璧な質問をしてもあがってこないと思うよ。その点、全生徒に徹底して、重要性というか、中身を、何が基本的人権に関わっているかということをしっかり教えなんだからあかん。担当の先生は十分に認識してな、なかなか十分な回答にならんけどな。

(中島課長)

今の質問については、これから、就職担当進路部長というんですけど、年2回あります。この公正採用に関しましては、リーフレットを用いましてかなりやりました。校長会でも2回やりました。学校の教員は、できるだけ生徒全員を受からせたい、というのがありまして、ちょっと心配もかなり出ます。それをあえてということで、去年からはかなりそういう指導はさせてもらっていますので、高校のほうとしましては、一応、生徒たちにも、なぜ家族状況や親の職業を聞くのがダメなのかということ、彼ら彼女たちが理解できるようなかたちでの指導をかなり現場ではやってもらうように、かなり強力に指導したつもりであります。

そのことも、子ども達の人権教育の一環なのよ。

(中島課長)

はい。そうです。

わしは、いま、福井県の人権教育の場合は、読んでいてもさっぱりわからん。信用できるのかわからん。さっぱりわからんけど、強く言えば、わしはまだ浸透していないところがあつてな、そういうことが、今回のようなところに出てくるんやわ。そういうことも含めて、掘り下げながら、勉強することが、大切なんと…、

この間の就労にかかるなかで、だいぶ英断をふるったかなと私は思います。正直、就職担当の教員は抵抗するんですよ。どうしても子どもを就職につかしたい。それが一番、少々、企業が差別的な対応をしようとも、まあ、多少、目をつぶってでも、入れていきたいという思いが、どうしても先にたって、いわゆる、企業の面接時の差別的な対応を隠してしまうというのは、これは心情的な全国的な傾向です。いわゆる子ども達の記入した調査を県教委が把握することに対しては、どの県もやっぱり抵抗がある。教員の抵抗がある。しかし、それを超えてやっている県も存在してる。短期的に言えば教員の立場も理解できるが、長期的な視点でみれば、そうしなければ変わっていかない、こういうことでありますから、私は富山のほうでも経験しましたが、いわゆる就職担当の先生に企業の人事がですね、耳打ちするわけです。例えば、「母子

家庭の子どもはうちの企業に回さんといてくれ」という、こういう耳打ちをしながら、暗にそういう子どもを選別をするとか、いろんな事例を実は聞きました。やっぱり、そこにしっかりメスをいれることになるんですから、シンドイけれどそこに踏み込むことによって、私は、子ども達を取り巻く環境を改善してくれると思います。

子どもに全くの責任がない部分によって、子どものほうに繋がってくるということは、絶対に許さない。もちろん、皆さんもそのことを現場で教えているはずですが、教えながらそのことができない状況がどこでもあるわけですけど、そういう意味で、私は一歩踏み込んだ評価をさせていただきます。

問題は169件という事例が発生した、このことにどうしっかりと向き合うのか、厳しい労働行政と県とのやり取りをまずしてください。場合によっては、県連も労働行政とやね、いっぺんやることも含めて考えていかなければならないと考えますし、まず、労働行政と県行政としっかりとやり取りをしてください。

労働行政がしっかりと企業にダメだと、差別に繋がるということをしっかりと、場合によっては公表も辞さないということを、そういうことを繰り返すことによって169件は確実に減ってくると思います。そういう意味でみれば、子ども達の、皆さんが教えているように、「努力して頑張れば、この社会だって擁護するんだ」ということが、社会の中のシステムとして生まれてくるはずですが、だから、是非、お願いします。169件の分析と、いわゆるそのことをどう減らしていくんだという、これからの取組みを、是非、次回のなかで示すようにお願いします。

関連していいですか、公的団体のところが全部ゼロになっていますが、県外から指摘された事例がありますよね、3回もご足労願って話合いをさせてもらったんですが、その件数が上がってきていないのはなぜなんですか。当然、19年度は改善されて、ゼロというのは、努力の結果としてわかるんですが、確か指摘を受けたのは17年度ですか。

(中島課長)

ちょっと外郭団体の話ですが、…、県外の生徒さんであり、これは県内の生徒の報告なんで、ここにはあがってこないというかたちになっています。

企業についても、県外から指摘された場合は、入らないんですね。何とか入れる方法はないですかね。当然に石川県の教育委員会からは報告がありましたよね。福井県のほうへ。

(中島課長)

例の件ですね、はい。

公的機関は労働局所管ではないのか。まあ、取り組んでいただいたんですが、まあ、どっかに反映していただかないと、まあ、就職採用ですから、当然、県外からの応募もありますから、そういうところもなんとか反映していくような集計にしてもらったほうが

(中島課長)

わかります。そういうことがここでは反映していませんので、逆にいいますと、県が受けた場合には県外に行くんだろーと思います。

(司会)

2時50分になりましたので10分間の休憩したいと思います。

(2時50分から3時まで休憩)

実態調査の要望ですが、意識調査については、本年度にサンプル数を取って県民の意識調査をしたいと、これはできましたら、項目の中身がまとまりましたら、県連と協議をお願いしたい。意見も含めてね、それはあとでお願いします。

実態調査ですけど、これは他県の例ですが、の社会調査事業というものがありまして、これで実態調査をやられている県があります。例えば、だけです。ね実施されたのは、県下にはぐらいあるんですか。少なくとも、のあるところでという項目がありまして、いわゆるその周辺を含んだ取組みが、これは厚生労働省のほうでも、そのことを指導しながら推進しておりました。そのあたりぐらいから、例えば切り口を開いてもらうとか議論をできませんか。そのことを含めて回答してください。

(山口課長)

県民の意識調査の県連との協議ということでございましたが、私どもも久しぶりの調査になりまして、条例の基に審議会を設けていますが、この審議会に当然に項目等につきまして、協議をさせていただいているところです。

実は、その審議会にもメンバーに入っていており、事前にも項目等についてご相談をさせていただいているということでご理解いただければと思います。

審議会の委員をしているといっても、この場では委員と違いますので。

()
それは正式な議論であって、そのきれに(?)だいたいの骨子ができただけだから県連の意見も聞いてやろ、ということの事前の打合せとかすり合わせをお願いしたいということです。その正式な審議会での議論は()もでており、わかっているやってもらっているけれど、そういう趣旨で。

(山口課長)

はい。

()
ここで積極的にやっていただいているということはですね、同和問題については、他のもんは1問か2問しか設問がないけれど、同和問題については3問の設問を設けて、同和問題をなんとか全県に広げていきたいという気持ちでやっているということと言うておきます。ただ、この場所で、僕かどうやこうやというのは、中身について言うことはできません。

(山口課長)

() どうも失礼いたしました。

() つきましては、

(飯田室長)

() あります。

()
市で言うて。

(飯田室長)

あるのは、() が () が () が () が () です。

()
実態調査の回答について、先ほど困難やということで回答がありましたが、ここで言うてるのは、全体としてどこの県でもなかなかプライバシーの問題、個人情報の問題などいろんなことがあり、以前よりは難しくなっているのは事実ですね。

それでも行政としては、実態なり実情なりの現実の姿がまずあってこそその行政ですよ。そういう意味では、行政の仕事というのは個人のプライバシーに踏み込んでいくのは難しいけれど、施策なんて当然、全体とする施策もあるけれど、個人のプライバシーに踏み込んでいる施策も現実にあるし、そういうデータに踏み込んでいる施

策もありますよね。うちらが言っているのは、全体が難しい難しいといっているけど仕方がないんで、例えば[]の事業のなかで相談事業とか、そういうかわりを持っている事業がいくつかあるはずや、そういうところを一回追求していくことも、大事ではないかという一点と、もう1つは[]の話になるけど、実態調査についてやれやれと言ったんやけど、難しくなってきました、どういう調査方法があるんかということになったら、国勢調査、国勢調査というのはだいたい、50 ぐらいの単位から大きくなって100 ぐらいの単位で調査区域があって、だいたい字（あざ）もとぐらいでやっているわな。100 パーセントの輪郭ではないけれど、限りなく100 に近い輪郭で、[]の場合、国勢調査で、こないだやった調査と前回、それからそれ以前と比較しながらやっていこうということ、[]の相談事業にかかるデータ、さらに日常的な様々なセクションが抱えている部落の課題、そういうものをあわせてみたなかで部落の実態というものを、100 パーセントではないかもしれんけど、ある程度のはつかめてくるんじゃないかということでやっています。だから、福井は福井のやりかたがあるんかと思うんやけど、入り口で難しいって言っているけど、だから、可能性のあるものを探っていきたい。そのへんのことも含めて県として取組みをしていただきたい。

（飯田室長）

[]に[]があるのは知っていますが、やはり、[]でやられるとしても、市や町がやるという意味決定と地域の方の協力が必要ですし、そのあたりのことがありまして、市や町は難しいとの回答を得ています。

いま、[]から新たな提案もありましたが、そういったことも難しい面があるとは思いますが、我々はそういったことを全く想定をしていなかったもので、そういう研究をしていきたいと思っています。

[]
もう1つはね、その根拠のはなし、当然に根拠がいるよね、[]の場合どうしているかということ、条例ですね、県条例に基づいて、いわゆる人権課題に関する調査をしているという話であって、すなわち同和地区の調査もするけれど、高齢者の調査も、障害者の調査とか、女性の調査であるとか、いろんなことをやっていこうという流れのなかで、位置づけているんですよ。そういうことは、僕は必要やと思うけど、当然、そういうこともあるということで、研究なりをして欲しい。

[]
今、[]の[]についての話がありましたが、県内には[]があるんですが、そのなかで結婚相談について取り上げているところがあるんかどうかわかりませんが、一番差別をしやすい、[]というところは設置するのは市町村がしても、相談活動そのものは民間の人がやってきてするんやと思うんですけど、僕もは

つきりしたことはわかりませんが、そういうところが差別をしても野放しになっていることが多いんですわ、だから、そういうところについて、[] 関係の課なりがそういうことを指導されているのかということ。結局、侵害の最前線だと思うんです、そこが。そういう人たちは、十分に心得てやっているとしても、研修が必要やないかと思います。

[] をやるというのは重要なことだが、なかなか難しい面があって、これからすぐに進むかというところはいかんやろ。しかし、今までに [] がやっているわな。そして [] で意識調査をやられた、そういうなかでも、部落差別の厳しさ、その他の差別の厳しさ、そういうものが出てくるとするや、それを十分、分析してまとめるんかいな。県としては。

(飯田室長)

県は13年度に意識調査をしております、それを分析して活用させていただいております。また、[] さんで実施したものもいただいておりますし、[] さんの分も分析したものをいただいております。

[] 県は、調査の中から福井県の部落問題なり、人権問題についてもどういう風に捉えているかを明確にせならんわな。分析してわかりましたということではなしに、県としてどう捉えているかをはっきりせんといかんわな。極端に言えば、個々の問題について厳しいということがあるんじゃないかな。そういうことをきちっと出すということでない、単に [] の調査結果をただ持っているということではいかん。我々は、県として同和問題なり人権問題をどう捉えているかを明らかにしていきたい。

(飯田室長)

人権意識調査への質問ですが、それにつきましても先ほど [] さんから一定の評価をいただきましたが、その理由のひとつとしては結婚差別でございまして、そのことをはっきり聞いていると、未婚の方に聞くと、そして既婚の方に子どものことについてどうするかをきちんと聞いていまして、そういうことがあるかと思っています。そういうかたちで差別の実態を明らかにしまして、今後の施策に活かしていきたいと思っています。

[] 僕が言うのは、県の捉え方、現実どんな話があるかということ、それを福井県全体の人権啓発推進の、特に啓発にどう活かしていくかということや。皆さんがあちこ

ち啓発に行かれる、各市町村が啓発事業をやる、そのときに差別の実態が明らかにわからなんだら、啓発のしようがないじゃないか。それを住民に、県民にいかにつかり理解させていくという手立てがなかったら、どんな研修をしたって研修にはならんで、ただ集まっただけで終わってしまうんじゃないか。

今の結婚の話なんですけど、結婚差別なんて何十年も前からずーっとあるわけですよ。実は、私も結婚差別を受けて、反対されながら結婚したんですけど、それで約30年近く経ちますが、私の時はどんな差別だったかと言いますと、間接的にというか、人から人へと言葉で伝わるんですね。「あの人は[]の[]という人で、部落というところの生まれですよ」と、「あそこは怖い所だから、お付き合いをやめなよ」という話なんですね。

今は、そうじゃないんですね。間接的に言葉で伝わらない。家の中でモヤモヤとした、家の中でも外でもいいですけど、表に出てこないですね。言葉で表に出てこない。だから、私の子どもも成人して適齢期の年になっているんですけど、もちろん、恋愛をしたりとかはあろうかと思いますが、早くから同和問題を、私が差別を経験していることから、早くから教えたりしていたんでね、本人はかなりの理解をしているだろうし、そういうことが現実にあろうかということはわかっていると思うんですね。

実際に「差別を受けたよ」とは言いませんし、なにも出てきませんが、なんとなく、親としては見え隠れするような、なんとなく、そういうことを感ずることも無きにしもあらずですね。

さっき、言ったことで、気になるところ、「実態を調べて対応します」というレベルの話でないような気がします。ちょっとお答え願えませんかね。

(山口課長)

今ほどのご指摘は、まさにそのとおりだと思います。私どもも限られた調査項目の中で、私どももそのことを十分に考えて検討させていただきました。このことは全20項目の中のひとつでございますので、そのことを含めて同和問題は3項目入っています。申し上げられていることは、十分にわかりますので、私どもは、1つの指標とさせていただくために実施させていただきたくよろしくお願いします。

[]の話ね、たしかに当該市町が拒否されているという背景の中で困難は理解します。しかし、行政の施策というのは、客観的な事実に基づいて、行政的な施策がうたれるんだから、その根拠がなければ、なかなか具体的な施策がうてないんですよ。そのあたりも含めて、我々のほうが先ほど指摘したように、いろんな角度から、なにも正面から実態調査をすれば実態を把握できるとは限りませんので、いろんな角度から地区の実態がどう変化し、どういう状況になっているのか、このことは是非、いろ

んな角度からアプローチしてください。そのことをつかむことによって、私は、そこにおける課題が見えてくる。つかまなければ課題が見えてこない。課題が見えないということは施策が必要ないという議論が次になる。片方で、昨年、[]の意識調査で課題が出ていることを我々は情報提供をさせていただいているんですけど、そのことを皆さんがどのように評価されているのかね。

ただ寝た子を起こすなという意識に乗じて、全部を押さえてしまうというのは、問題解決になりませんよ。我々の一部の住民がそういう意識で押さえにかかっても、社会は同和地区をあばきながら、次の世代へつなげていっているんです、これ、残念ながら。身元調査事件でも明らかなようにね。だから一部のそういう意識に乗じて、県が乗じるということはだめ。だから、これ、[]でどんな問題が起こったの。人権意識の改革が見られないという、意識調査の中で。

やっぱりね、自治体の「寝た子起こすな」の施策に、県が乗じるというのは、安易や。少なくとも、差別の実態から攻めていかないと、どうですか。

(山口課長)

いまほどの[]の意識調査ですけど、17年の6・7月に実施いたしまして、800名の無作為抽出で、最終的には回収率41.5%ということになりました。その29項目の中で差別の実態、そういうものがでていますので、そのことについて対応していかなければいけませんし、そのことを県の意識調査の結果と合わせて、今後の施策に活用してまいりたいと思っています。

[]
だから、そういう実態も含めてね、我々とすれば、地区の実態調査というのは、どう変わっていったのか、この30年、40年の施策のなかでね、地区の実態がどう変化していったのか、そして、どんな課題が今存在しているのか、こういうことを行政がつかんでいただかないと、具体的な施策をうっていけない。しかし、残念ながら、当該の自治体は、もう差別と騒ぐなと、そういう住民の意識に乗じて、差別があるにもかかわらず、そこに差別がないもんとした行政対応をしているという実態がそこにあるんでね、そのあたりをしっかりと踏まえて、いろんな角度からのアプローチをしてください。同時に県民の意識調査においても、93年に実態調査をされました、できればある程度、そういう項目とリンクさせながら、10数年の間にどう意識が変わったかを読み取れると思うんで、いろんな分析ができると思うんで、検討をひとつお願いしたい。

[]
ちなみにいつ実施されるんですか。年度中とはありますが。

(山口課長)

今、最終の微調整をやっていまして、早ければ来月にでも調査に入りたいと思っています。最終的な成果につきましては、年度内に取りまとめたいと。

来月に調査、

(山口課長)

入りたいと思っています。

設問は最終段階になっているわけですか。

(山口課長)

最終段階です。

そしたら、そういうことをひとつ踏まえてお願いしたいと思います。

6番目の問題でひとつ質問なんですが、の方で昨年に起こった、これを受けてそれぞれのセクションで取組みをされているんですが、生涯学習課の中でひとつ質問をしたいのですが、生涯学習課の回答のなかで「差別の現実から学ぶ研修の取組みを強化してきた」とありますが、「差別の現実から学ぶことを強化する研修に改めた」と書かれているわけですが、具体的にどんな研修をされたのか、説明してください。

(山岸課長)

はい、生涯学習課長の山岸でございます。この差別の現実から学ぶ研修の内容ですが、人権指導者研修会の内容をみまして、今年度は、講師の先生を、講師の先生が実際にそういう差別の経験をされている、講師の先生にご教授をお願いしたいという案をつくりまして、結果的には清原先生にお願いすることができました。そういうかたちで、実際のご体験をもとに、いろんなご講話をいただいたということを、今年度、実施させていただきました。

他県も結構ですけど、足元の同和地区やね、差別の実態が存在しているんだから、差別の実態を学ぶという研修を入れる際には、まず自らの県内の中での、どういう差別があるのかという、部分、部分の話から、そのことも踏まえてもらわないとね、差別一般論で議論はあまりしてほしくないな。少なくとも県内に被差別部落が存在し、そして、そこに差別の事象が存在し、こういう実態があるんですから、そこで、どう

現実を職員さんも、把握するのか、どう理解するのか、身近な実態を学びながらしていかなないと、遠いところの方を呼んでも、なかなか自らの血肉にはなっていないと思います。どうですか。

(山岸課長)

いま、指導者研修会のことでお話をいただきましたが、それ以外にも社会教育の指導者の研修会とか一般の青年や女性を対象とした人権問題の研修会とかございます。そうした研修会のおりに、この[]での差別文書、こういうようなことを踏まえた話を担当からさせていただいて、授業内容に織り込むようなこともしております。

([])

私も、その指導者研修会に出させていただきました。話を聞かせていただいて、私の感想は、私がここで立って話をしてもいいのかな、と思いました。ほんまに今の[]の話ではないですけど、他所の県から見えて他府県の差別の話より、まあ、話をされることは悪いことではないですけど、私たちが福井県で生まれて、生まれ育って、何回となく子供時代から、就職にいたるまで、そして子どもができて、結婚生活にいたるまで、何回となく差別を受けたことがあるんですね、そういう話を私たちは、やはり、私たちの体験を皆さんに聞いてもらったほうが、福井県でこんな実態があるんですよといった、ことをわかってもらえるんじゃないかということを、今回の指導者研修会で非常に感じたんですけど。だから、今、[]がおっしゃったようなことを考えていただければ、私たちも協力をしたいと思いますし、私らは差別がなくなることが一番大事なことで、同和問題を解決するためなら、私はどんなことでも県に協力するつもりですので、そこらを重々、理解をいただいて、今後の取り組みをお願いしたいと思うんですが。

(山岸課長)

貴重なご意見をいただきましたので、そのご意見を参考に今後の研修をいろいろさせていただきますので、そのあたりで、貴重なご意見を参考にさせていただきたいと思います。

([])

主管課長会議、あるね。のなかで、実態調査をした、意識調査をした、その資料を出して研修をしたことがあるの。

(飯田室長)

その結果をいただいた年にはそういったものを出して説明させていただいております。今年度は、例年はしませんので割愛をさせていただきました。

([])

君らの捉える現実というものの、そういう調査でしか捉えられないわな。それをフルに活用せなんだら、研修のしようがないやろうな、一般的に、単に一般論を研修で話をしてもやな、それもいいで。しかし、福井県の現実をとりあげていかなんだら、そんなもん、どの市町村やかて他所のことだとしかならないんだよ。福井県はどういう状態にあるんだということをやな、少ないけど資料になるから、君らは分析して資料にせなあかんのと違うか。なあ。それをやらなあかんわ。

僕らから言わせれば、結婚差別も重大な問題、落書きも重大な問題。だけどもそんなものだけではないんだよ、差別というのは、うちの村でも、[]内でね、結婚したものが何人いるか、いっぺん調べてみるや。一步、地区外にいったら、なんぼでも町内での婚姻関係があるやないか。…[]内の中でそんなに親戚関係がないやないか。殆ど少数や、それが厳然としてあるんやないか。名前を出さなくても、現にありますということは言っても構わんやないか。それが差別の一番厳しいところなんやわ。落書きも重大な事件だが、我々が日常生活の中で息苦しい、そういうことをみんな感じているんや。社会の中で、それを掘り出すのが大事なんやないか。なんぼでも言うてくれといえ、なんぼでも言うけどな、そうもならん。そういう差別を、目に見えたものを表面的に捉えるだけではダメだ。とにかく、今、出ている資料をフルに活用して啓発事業に取り組まなだめだ。な。

(山口課長)

わかりました。ありがとうございます。

[]
差別事件に関わって、相談事件とか、福井市に人権センターができたかと思えますけど、そういうところを利用したい困っている人がいてると、差別を受けている人がいてると、そこで、ここに来て相談してくださいと、実態調査をしてくださるのは重要ですけど、それより以前に毎日毎日困っている人がいてるわけですから、例えば[]の差別事件にしても該当する個人がいてるわけでしょ。どないしてくれるんですか。思うわけですよ、そりゃあ、誹謗中傷やと、紙切れ一枚と皆さん思うかもしれませんが、たいがいしんどいですよ。連続して各地でおこっていますけどね、東京でおこった事件はうちの職員でしたから、各地に行って体験をしゃべったりしていますけど、いまだにやっぱり気にするときあるでという話をしますから、やられたほうとしてはね、たいがいしんどいんですわ。そういうところ、どう、ね。それが県の責任言うたらいろいろあるでしょうけど、最近はやちょっと言うたら、カウンセラーを派遣しますとか、そんなニュースも聞きますけど、別にカウンセラー派遣してくれ言うてるわけやありませんよ。でも、なにか手当てしてくれることを考えてくれてることが、みんな心強いんですよ。でも、うちらの場合、差別事案があった、差別事件があった言うても、みんなほったらかしやからね。行政の人はたまに解明追及会に来てチョンと座っているだけだから、それはそれで解放同盟ががんばらなあかんと思うんですが、なんとい

うか、被害者がいてるわけですし、もう少しせめて教材にするとかね、本当の痛みが伝わる話をしてくれるとか、やりかたがあるんとかうかなと思うんですが。研修の方法を再検討したと書いてありますが、どう再検討したのか字になっているものでもあれば欲しいなとかね、そんなことの積み上げだとは思いますが、なかなか伝わる場所が少ないので、こちらもうまいこと言えないんですが、お互いに忸怩たるものがあると思うんですよ。啓発をしていても伝わりにくいとか、あるだろうとは思いますが、差別事件ひとつをとっても、被害者がいて、それでしんどい思いをせなあかん、しているということを中心に啓発をして欲しいんです。これはお願いですけど。

はい、すいません。それではまとめに入っていきたいと思います。中央本部の
のまとめをお願いします。

今日は1時から始まりまして、かなり時間が経過しましたけれど、私のほうから総括といえますか、まとめさせていただきます。

最後の事業の関係については、それぞれのセクションで取り組まれていることでありまして、問題は事故が起こってからでは遅いですしね、そんなことを局長さん、踏まえてもらいながら、書いてあることですけど。私も何年も前からこの案件については見ておりますので、その割りになかなか進まないなと思っています。そこで事故が起こりますと、大変なことになりますので、是非、問題点は整理できましてので、早期にそれを解決していただきたいと思っています。

今日は、人権教育・啓発に関する法律をめぐって、その法律で定められている自治体の責務をどう果たしてしていくんだということから、いろいろと質問をさせていただきました。特に2000年にこの法律ができて、地方自治体の責務、国民の課題が明確にされたわけです。だから、そのあたりをもう少しメリハリのつくかたちで、外に示してもらいたい。それが、いわゆる人権教育・啓発に関する連絡会議といえますか、連絡協議会が我々の要望です。ぜひともいろいろな角度から、部長さんにも決意を表明していただきましたから、同じ議論が次回しなくてもいいようにですね、年度内に明確に取り組んでいただくようお願いするということです。

あと、公正採用をめぐる議論をしました。県教委の方、一定の努力をされまして、県教委が伝票回収をするということは、全国的にも非常に困難な課題です。私もいろいろ全県を回りながら、このあたりの壁が非常に高くですね、苦慮しているんですけど、今回の就職差別における県への追及をめぐって、県も率直に自らを自己批判をされながら、こういうところにつながってきたのかなあと評価をさせていただいております。ぜひとも次のステップである、ここで出た実態をどう克服していくのか。この具体的な数値で次回に示されるようお願いしたいと思います。一定の前進はこ

こであったと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

あと、実態調査の議論をさせていただきました。残念ながら[]の一自治体の実態調査をしたということでありまして、意識調査についての取組みはあるんですけど、残念ながら五つの自治体に、四つですね、四つの自治体に[]が存在しているものの、そのひとつの自治体でしか実態調査がされない。全国的な事例を言いますと、[]の社会調査事業、ここに切り口をもって、実態調査に取り組んだ県の取組みが存在しています。私はそういう意味で四つの自治体からでもできないかな、と言わせてもらったんですが、残念ながらそれぞれの自治体では、依然として差別の実態は存在するものの、差別が厳しいがゆえにそのことを隠していきたいという、地区住民の意識に乗じた自治体行政がいまなお展開されているという実態。だから、私は、このことの克服がない限り、そこでの具体的な改善は生まれてこないと思います。ぜひとも様々な角度からアプローチができるように、大上段に実態調査という切り口以外でも方法は見出せると思いますし、ぜひとも県のほうで検討をしてもらいながら、しっかりしたサポートをお願いしたいと思います。

あと、差別事件をふまえてのそれぞれの県のセクションでの取組みが示されました。残念ながら、[]で起こった差別事件は一例であります。私たちは日常茶飯に結婚や就職に関わる問い合わせや忌諱するという事件に、残念ながら遭遇しているところであります。そのことが事件としてカウントされないし、そのことが社会の明るみに出ないという今の社会の仕組み、ひとつ、そのところまで踏み込んだ追求・議論をお願いしたい。[]からもあったように、他県の事例もいいけど、私たちが日々、経験した事例を皆さんに出すことによって、県の中の行政の取組みや自治体の取組みが前進するのなら、我々はしっかりとそのことはサポートしていきたい。こういう考えを持っております。何よりも、我々の願いを一日も早く、この部落差別というものを、次の世代まで残したくない。できれば我々の世代で解決していきたい。こういう思いで多くの皆さんがここに参加しているわけです。しかし、このことの具体的な解決の施策を要望しているんですが、残念ながら一つ一つのセクションと議論しますと、まだ、しっかりと見えてこない、ということを感じたところであります。ぜひとも、皆さんに届いていない差別というものを、皆さんがその情報を把握していくのか、そういう努力も、是非お願いしまして、その上にたって施策はどうすべきか、施策は目的ではありません、目的は一日も早い部落差別の解消であります。そのために行政はどういう役割をするのか、県民・市民はどういう役割をしていくのか、我々当事者はどういう役割をしていくのか、このことの今日は、議論の場でありましたが、是非とも今日、出た議論につきましては、我々、差別を受けている当事者の願いであると、受け止めながら、明日からの県行政の中でしっかりと活かしていくことをお願いいたしまして、今日の交渉の総括といいますか…、本日はどうもご苦労さんでした。

[]
ありがとうございました。それでは閉会に際しまして、県のほうからごあいさつを

お願いいたします。

(畑中局長)

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

冒頭のお話の中からもありましたが、社会で、まだまだ差別が拡大されているのだというお話をいただきました。それから今日の議題にもあり議論されましたことですが、私も嶺南、地元といいますか、嶺南でですね、一昨年、同和を中傷する匿名の文書が出されたといった事案もございます。そのような現実をですね、しっかり踏まえていかなければならないと思います。

今日の、我々の回答はですね、担当者会議を開いている、条例をつくっている、…ということでございました。着実に進んでいるものはあるとは思っていますけど。また、納得していない、強制できないかなどのお話もあったかとは思いますが、こういう厳しい現実ですね、結婚についての想いも聞かしていただきました。

やはり、形式ではなくて、いかに心を込めてですね、現実を直視して、取り組んでいかなければならないと、改めて感じたところでございます。

私のあいさつ文には、なんといいますか、「終始熱心に」ということがありましたが、そういう形式的な言葉は抜きにしましてですね、引き続き皆様のご協力をいただきながら、そういう心を込めた取組みをしていきたいと再認識をしたところでございます。本日はご苦労さまでした。

閉会ということで、県の皆さん、ご苦労さんでしたが、地区の皆さん、本当に忙しい中、たくさん集まっていただきました。こうして、皆さんが来てもらうことによって、県も少しずつ変わっていくんじゃないかと思しますので、感謝しています。

最初に議論いたしました問題については、…、作文に終わらないようにしてもらえないかん。ためには、人権啓発の協議会、懇話会、きちっと整備してもらうことが、解決の糸口になるだろうと思っていますので、せっかく努力してもろうて、各市町村に基本計画を作ってもらっても、策定してもらったとしても、そのまま…になるようなことは絶対いかん。肝に銘じて…。

今日はありがとうございました。